

# 私立幼稚園就園奨励費補助金について

学校教育課 内線 343

扶桑町では、町内にお住まいの方で町内外の私立幼稚園に通園する園児をもつ保護者を対象として、保育料等が減免される制度を設けています。

対象幼児の属する世帯の階層区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
II	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額 272,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
III	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 139,200 円	年額 223,000 円	年額 308,000 円
IV	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が <b>77,100 円</b> 以下の世帯		年額 62,200 円	年額 185,000 円	年額 308,000 円
V	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が <b>211,200 円</b> 以下の世帯		—	年額 154,000 円	年額 308,000 円
上記区分以外の世帯					

※ 所得割課税額が 77,100 円を超える世帯は、小学校3年生までの兄・姉のうち、最年長者を第1子として算定する。

## ◆ひとり親世帯等の特例

保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が以下に該当する世帯

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している方
- 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る）
- 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方（在宅の方に限る）
- 町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める方

対象幼児の属する世帯の階層区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子
B	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
C	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 272,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
D	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が <b>77,100 円</b> 以下の世帯				

## ▼問い合わせ

上記補助金については学校教育課へ、県補助金に関する申請等については直接幼稚園にお問い合わせください。

## 扶桑幼稚園入園案内

学校法人 むつみ学園 扶桑幼稚園では、次のとおり平成 30 年度の入園児を募集します。

- ▼募集人員 3 歳児（3 年保育）54 名 平成 26 年 4 月 2 日から平成 27 年 4 月 1 日までに生まれた幼児  
4 歳児（2 年保育）若干名 平成 25 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日までに生まれた幼児  
5 歳児（1 年保育）若干名 平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 4 月 1 日までに生まれた幼児
- ▼入園説明会 日時：8 月 10 日（木）午前 10 時～11 時 会場：扶桑幼稚園遊戯室
- ▼願書のお渡し 9 月 1 日（金）から 配付時間：午前 9 時～午後 5 時
- ▼願書の受付 10 月 2 日（月） 午前 9 時～正午（定員に達しない場合は、3 日以降も随時受け付けます。）
- ▼問い合わせ 扶桑幼稚園 扶桑町大字南山名字馬場 31 ☎（93）0101・（93）1057